令和９年度地域活性化支援センターシェアオフィス入居者募集要項

１．目的

地域活性化支援センターでは、多くの方の知見を活用できるコミュニティ型の創業支援施設として利用環境の充実を図るため、テレワークや創業の準備段階から、経営支援まで幅広い利用を可能とするコワーキングスペース、シェアオフィスを設置しています。

この募集要項では、シェアオフィスを使用する事業者の募集に関し、必要な事項を定めるものです。

地域活性化支援センター（ひらっく）のビジョン
「多くの方の知見を活用できるコミュニティ型の創業支援施設へ」

～手厚いサポートのある関西一創業しやすい街 枚方を目指して～

地域活性化支援センターは、多くの方の知見を活用できるコミュニティ型の創業支援施設として、創業支援のワンストップ相談窓口となり、専門家による経営相談、人材及び組織の育成支援等を行うとともに、利用者同士が交流でき、ビジネス面での相乗効果が期待できる機会を創出する。



２．施設概要

名　　称　枚方市立地域活性化支援センター（愛称：ひらっく）
所 在 地　枚方市車塚１丁目１番１号（輝きプラザきらら５階・６階・７階）
構　　造　鉄骨鉄筋コンクリート造８階建
建 築 年　平成３年度（開設年度：平成 17 年度）
アクセス　京阪枚方市駅　北口バスターミナルより「北片鉾」行き
または「小倉町行き」で「片鉾・中央図書館」下車すぐ
京阪牧野駅より徒歩 20 分
無料駐車場あり

３．資格要件

以下の要件全てを満たす方です。枚方市民及び市外在住者のいずれもが応募できます。

（１）法人または個人事業主
（２）本施設の設置目的やビジョンを理解し、本市の事業に協力していただける方。地域活性化支援センターにおいて利用者同士の交流を促進し、コミュ

ニティ形成につなげていくため、市が開催する事業（セミナーやイベント等）への参加や周知等の協力をお願いすることがあります。

例：コミュニティ形成につながるセミナー・イベントの開催、コワーキングスペースでの会議・商談などを通して、施設の活性化を図る。定例のシェアオフィス会議に参加。ひらっく主催イベント（みんなのオシゴトークなど）の参加など。

（３）市税等の滞納がないこと。

（４）枚方市暴力団排除条例（平成 24 年枚方市条例第 45 号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者又は同条第 13 項に規定する接客業務受託営業のうち性風俗関連特殊営業に係る営業を営む者に該当しないこと。

４．使用可能時間

月曜日～土曜日：午前９時～午後９時／日曜日・祝日：午前９時～午後５時

※休館日：11 月 23 日・年末年始（12 月 29 日～１月３日）

５．使用期間

原則１年間。月単位の利用も可。

６．シェアオフィスの部屋タイプ・料金・設備等

部屋番号	面積	部屋数	利用料金（月額）※
１号室	5.98 ㎡	１室	12,500 円
２号室	5.61 ㎡	１室	11,900 円
３号室	5.43 ㎡	１室	11,500 円
４号室	7.18 ㎡	１室	15,900 円

※シェアオフィス入居者のうち最大２名、コワーキングスペースを無料で利用可能。

※水道光熱費・共益費・保証金は無し。

※利用料金は、毎月末日までに当月分をお支払いいただきます。

●設備

・ワークデスク　２台　　・チェア　２脚

・キャビネット（鍵付き）２台　・電　源　４口

・無線 Wi-Fi　あり（シェアオフィス入居時にパスワードをお伝えします）

※４号室のみ、上記に追加し、打ち合わせ用丸テーブル及びチェア２脚あり。

7．平面図



8．地域活性化支援センター５階イメージ図

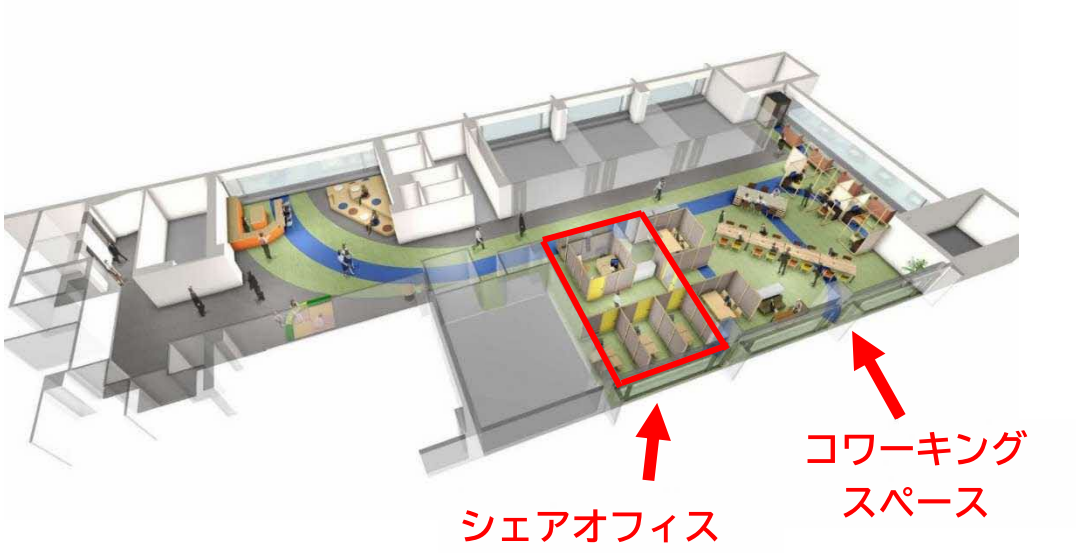

9．利用条件

事務所としての利用を想定しているため、シェアオフィスで以下の事項は行うことはできません。

●入居時申請した事業以外での使用
●寄付等の勧誘その他これに類する行為
●祭事等の宗教行事または布教活動
●貸室等の転貸
●その他事務所の利用として不適切な行為

１０．応募方法

（１）提出書類

① 事前協議書
② 事業計画書
③ 同意書　※市税の滞納無状況を確認するものです。

※様式は枚方市ホームページ及び枚方市立地域活性化支援センター「ひらっく」のホームページからダウンロード可。

※その他、必要に応じて追加資料を求める場合があります。

（２）受付締切日

令和８年 12 月 25 日（金）午後５時必着

（３）提出方法・受付場所

枚方市立地域活性化支援センター「ひらっく」窓口へ直接持参。

※内容についてヒアリングを実施します。

※提出前に必ず事前相談を行ってください。

１１．入居審査

（１）審査方法

入居審査は書面での選考です（入居者は４組を予定）。

（２）審査基準

下記に示す評価項目を踏まえ、点数制（100 点満点）で行います。

※評価員３名で評価を行い、３名の平均点が 60 点以上を「合格（入居が適当）」とします。ただし、いずれかの評価項目において、評価員２名以上から、「劣っている」の評価がついた場合は、「合格」としない場合があります。

※「合格」となった者の中で、総合計点数の高い順（同点の場合は公平を期すため抽選）に入居者を決定し、あわせて希望する部屋もその順位に従って決定します。そのため、合格者が募集部屋数を超えた場合は、順位によっては入居できない場合があります。

＜評価項目＞

No.	項　目　名	内　容	劣っている	やや劣っている	普通である	一定優れている	特に優れている
1	事業への熱意･能力・人格	●当施設の使用を希望する明確な理由を有していること。 ●経営理念、方針、ビジョンが明確であること。 ●提案力、専門知識等が豊富であること。	4	8	12	16	20
2	必要性	●当施設を使用することにより、その事業化等がより効果的に促進されると考えられること。	3	6	9	12	15
3	新規性・独創性	●既存の事業にはない、独自の発想に基づく事業であること。	2	4	6	8	10
4	計画の具体性･実現性､資金計画の妥当性	●事業計画が具体的かつ実現性を有すること。 ●資金計画の必要資金、調達方法が適正であること。	3	6	9	12	15
5	地域性	●枚方市域内の地域性を勘案して、地域に根付く事業としての発展性があること。	2	4	6	8	10
6	地域活性化支援センターのビジョン達成への寄与､コミュニティ形成	●地域活性化支援センターの目指すべきビジョンを理解し、利用者の交流によるコミュニティ形成の可能性等、その事業が他の使用者等に十分寄与し、ビジネス面での相乗効果が期待されること。	6	12	18	24	30
合計			20	40	60	80	100

(３)審査日
　受付締切日から１カ月以内を目途に実施予定。
(４)審査結果
　審査日から２週間以内を目途に文書にて通知。

１２．申請にあたっての留意事項

(１)ご提出いただいた書類は審査の結果に関わらず一切返却しませんので、ご注意ください。
(２)ご提出いただいた書類は当使用許可審査以外の目的で使用することはありません。
(３)応募内容が第三者の知的財産権等に損害を与えた場合、応募者の責任で解決してください。
(４)応募内容は公開される可能性があります。公開により生じたトラブルについて、市はいかなる責任も負いかねますので予めご了承ください。
(５)事業内容について、法令等に違反するもの、また、法令等に違反していると認められるに足る事実が判明した場合は、応募自体が無効となりますので予めご了承ください。

１３．問い合わせ・郵送先

枚方市立地域活性化支援センター「ひらっく」
〒573-1159
枚方市車塚１丁目１番１号輝きプラザきらら６階
TEL：050-7105-8080
FAX：072-851-5384
e-mail：business-sp@city.hirakata.osaka.jp